**はじめに**

当審議会では、令和４年８月に町長から諮問を受け、計５回の審議会を開催してきました。この間、平成３０年３月に作成した「浜中町水道ビジョン」を令和４年度中に新たに改訂し、人口減少による料金収入の減少、発生が予想される千島海溝型巨大地震等の自然災害に備えるべく推進する水道施設耐震化事業の必要性など、水道事業及び農業用水道事業の現状と課題及び対策を十分認識した上で、今後の施設整備計画や経営の見通しや、水道料金の算定基準などを踏まえた適正な料金のあり方などについて、慎重に審議を重ねました。その結果、諮問事項である浜中町水道事業の経営健全化について、次のとおり意見を集約したのでここに答申します。

**１　水道料金の見直しについて**

　(1)　**料金改定について**

　　現在の水道料金は、水道事業は昭和５２年度、農業用水道事業は平成１９年度に

　消費税率の改定をのぞく現行の料金改定を実施しているが、収支に関しては赤字経

営であり、浜中町一般会計補助金により収支を保ってきた。

今後、水道が町民の生活や各産業の基盤としての機能を維持していくためには、

　水道施設や水道管の着実な耐震化更新や補強を進め、当面の経営基盤の強化を図る

ことが必要であり、浜中町の将来を見越した水道料金改定が必要と判断する。

　⑵　**料金の算定方法について**

　　料金の算定にあたっては、水道料金の法的根拠と料金決定の基本原則を踏まえ、

　日本水道協会策定の「水道料金改定業務の手引き」に基づき、一定の算定期間を定め、その期間に見合う適正な原価(総括原価)に基づいて算定する方法が合理的であり適当である。また、料金算定にあたり、これまでの水道事業と農業用水道事業の　経費配分を見直し、水道事業と農業用水道事業の兼用施設で、それぞれの供給率で経費を按分することとした。

　⑶**料金算定期間について**

　　料金算定期間は令和６年度から令和１０年度までの５年間とし、今後も社会情勢

　を踏まえつつ５年程度で見直すことが必要である。

　［趣旨・意見等］

　　水道料金は、使用者の日常生活に密着したもので、できるだけ長期にわたり安定

的に維持されることが望ましい。しかし、今回の料金改定においては、水道事業で

は４０年以上にわたり料金を据え置いたことにより、大幅な引き上げとならざるを

　得なかった。

　　また、近年においては、人口減少や世界規模での新型コロナウイルスによる感染

　症蔓延や円安による物価高など、社会情勢の変化や経済の推移など不確定な要素も

　多いため、算定期間を５年とし、期間的な負担の公平を欠くことがないよう今後に

おいても常に経営状況の把握に努め、概ね５年毎に見直すことが望ましい。

(4)**料金水準について**

　　全体の水道料金は、料金算定期間に見合う適正な原価に基づき、政策的配慮が必

　要と考えられるもの及び他会計が負担すべきものを勘案した上で、水道事業は平均

　１０％程度、農業用水道事業は平均１６％程度料金を引き上げることは、町民には大きな負担となるが、各事業を運営するためには、やむを得ないと判断する。

［趣旨・意見等］

値上げによる町民生活や経済活動への影響を考慮すると水道事業は平均１０％程度、農業用水道事業は平均１６％程度が望ましい。また、今回の料金改定により、

　以前議会で指摘のあった、同じ施設で水を供給しているのに水道事業の家事用と一

般用の水道料金と農業用水道事業の家事用と一般用の料金に格差がある事について、水道事業と農業用水道事業の家事用と一般用の料金を統一する事により料金格差は解消されている。

　(5)**料金体系について**

　料金体系は、負担の公平性や収益の安定性などから、現在の料金体系が合理的で適当である。

［趣旨・意見等］

基本水量制を設けて、用途毎に一定水量を設定し、その範囲内での使用について

は定額料金とし、給水準備のために必要な原価を各使用者に賦課する「基本料金」

と、各使用者の使用水量に応じて賦課する「水量料金」の二部料金制とする。

また、水量料金については、使用水量の区分を設けず、使用水量が増大しても超

過料金の単価が変わらない一定制を設定する。

　　この料金体系により、料金改定による値上げの影響を、用途別、使用水量に応じ

　てできるだけ水道料金の格差が生じないよう努める。

　(6)**農業用水道事業区域における用途区分の見直しについて**

　　現在の町内酪農業では、主に農業用として用途区分されているが、住居で使用し

ている家事用として用途区分されていないケースが多数ある。

そのため、水道事業との用途区分・料金体系の統一を図るため、農業用水道メー

ター器の他に、住居用として新たに家事用の水道メーター器を設置することが必要

である。また、水道メーター器の設置及び更新は、水道事業と同様に、有効期限に

合わせて浜中町が施工し、メーター使用料を賦課することが望ましいと判断する。

(7)**改定時期について**

　　料金の改定時期は、令和６年４月が適当である。

　［趣旨・意見等］

　　現行の水道料金は令和５年度末までは財政収支が成り立つよう事業が執行され

　ていることもあり、令和６年４月に改定することが適当である。

　　また、町民への周知期間等を十分に設け、料金改定の必要性について理解が得

られるよう広報誌、自治会配布等を通じて町民周知に努められたい。

**おわりに**

**こ**のたびの水道事業及び農業用水道事業の水道料金改定にあたり、浜中町の基幹産業である酪農業や水産業を取り巻く環境や、世界規模での新型コロナウイルスによる感染症蔓延や円安による物価高などにより町民の生活も地域経済も厳しい状況にある中、さらなる負担を求めることとなる水道料金の値上げを答申しなければならないことは、非常に重いものと感じます。

　人口減少や産業活動の担い手不足等による収益の減、近年は自然災害が頻発しており、老朽化した水道管の更新や施設耐震化対策について、水道事業の現状や諸課題などを慎重に検討するとともに、負担のあり方を是正することも視野に入れ総合的に判断し、この度の結論に至りました。

　各地で発生する災害による水道の被害を目の当たりにすると、誰もが望む強靭・持続可能で安心・安全な水道であることの必要性を強く感じます。

　利用者の水道料金によって築いてきた浜中町の水道事業及び農業用水道事業が平等性及び効率性を発揮し、将来にわたり、安全で安心な水道を安定的に供給されるよう、引き続き経営努力に取り組むとともに、行政は、水道が住民生活はもとより、基幹産業を支える基盤施設であることを更に重要視し、その役割を果たすよう切に要望します。